○技能職員の給与の特例に関する訓令

平成25年6月29日

警察本部訓令第21号

警　察　本　部　長

技能職員の給与の特例に関する訓令

（技能職員の給与の特例）

第１条　この訓令の施行の日から平成26年３月31日までの間においては、技能職員の給与等に関する訓令（平成12年埼玉県警察本部訓令第11号。以下この条において「給与等訓令」という。）第２条第１項の給料表の適用を受ける技能職員（技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第12号）第２条に定める技能職員をいう。以下この条において同じ。）に対する給与（技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第25号）附則第８項の規定による給料を含む。）の支給については、職員の給与の特例に関する条例（平成25年埼玉県条例第34号。以下この条において「特例条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、特例条例第１条第１項に規定する支給減額率については、給与等訓令第２条第１項の給料表における職務の級が３級以下の技能職員にあっては100分の4.77とし、４級及び５級の技能職員にあっては100分の7.77とする。

２　前項前段の場合において、技能職員の期末手当及び勤勉手当については、特例条例第１条第２項第５号及び第６号に規定する割合を、給与等訓令第２条第１項の給料表における全ての職務の級について100分の１とする。

（補則）

第２条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成25年７月１日から施行する。